

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）

・次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）
目次 [略] 【凡例】 [略] 1・2 [略]	目次 [同左] 【凡例】 [同左] 1・2 [同左]
3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国	3 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国
規則第 15 条 1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 (1) <u>法第 4 章又は第 5 章の規定に相当する法令その他の定めがあ</u>	規則第 15 条 1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 (1) <u>法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令</u>

<p>り、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足 りる状況にあること。</p> <p>(2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在 しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な<u>監督 又は監視</u>を行うための体制が確保されていること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規 定による外国として定めることが、<u>我が国における行政機関等の 事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における 新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活 の実現に資すると認められるものであること。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されて いると認めるに足りる状況にあること。</p> <p>(2) 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在 しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な<u>監督 を行うための体制が確保されていること。</u></p> <p>(3)・(4) [同左]</p> <p>(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規 定による外国として定めることが、<u>我が国における新たな産業の 創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資す ると認められるものであること。</u></p> <p>2～4 [同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>4～6 [略]</p> <p>【付録】</p> <p>[略]</p>	<p>4～6 [同左]</p> <p>【付録】</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	